

## 第 2 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 6 年 2 月 21 日	会場	第 1 委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高橋伸典、今村芳彦、佐藤靖、谷聡				
委員外議員					
欠席委員	富岡達彦				

### 案件

#### 1. 【病院事業】

(1) 市立病院事業会計補正予算（第 3 号）について  
概要について説明を受けた。

(2) DMAT の派遣について

○令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震において厚生労働省より派遣要請を受け、名寄市立病院の職員 3 名を派遣した。

○1 回目 令和 6 年 1 月 9 日～14 日(6 日間) 能登町調整本部、宇出津総合病院

○2 回目 令和 6 年 2 月 5 日～9 日(5 日間) 石川県庁内 JMAT 本部

○3 月に再度の派遣を検討している。

(3) 医師の働き方改革に伴う「特定労務管理対象期間」の指定申請について

○働き方改革関連法が施行され、医師の時間外労働は原則として年 960 時間、月 100 時間未満に制限されるが、特定労務管理対象機関の指定を受けることにより上限が年 1,860 時間まで緩和されることから、指定に向けて手続きを進めており、2 月下旬をめどに指定される見込みである。

(4) 来年度の診療体制について

○常勤医 63 名(3 名増)、研修医 5 名の 68 名

○看護職員 中途・年度末退職 26 名、新規採用 21 名（うち名寄大学出身者 8 名）

○医療技術等職員 中途・年度末退職 2 名 新規採用 4 名

(5) その他

○オペ室の増改築状況がおおむね予定どおりである旨の説明を受けた。

#### <質疑>

問 入院患者が転院を勧められる状況を把握しており、収支に不安感があるが、状況は。

答 当院の求められる役割は急性期、救急医療であり、安定した症状の方には他院を紹介す

ることがある。入院等必要な場合は当然受け入れる。

問 来院者向け給水手段として無料販売機を設置している施設がある。検討いただけないか。

答 給水の相談を受けることもあり、当該施設に照会し検討したい。

## 2. 【健康福祉部】

### (1) 条例の一部改正について

①名寄市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について

②名寄市介護保険条例の一部改正(案)について

③名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正(案)について

④名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正(案)について

○上記4件の概要について説明を受けた。

### (2) 補正予算(案)について

○概要について説明を受けた。

### (3) 「名寄市健康増進計画「健康なよろ21(第3次)」および「名寄市生きるを支える自殺対策計画(第2次)」の概要について

○それぞれ名寄市保健医療福祉推進協議会の該当部会にて審議され、市長へ計画書(案)が答申された。

○2月22日から3月22日までパブリック・コメント手続きを行う。

### (4) 「第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画(素案)」及び「第7期名寄市障がい福祉実施計画・第1期名寄市障がい児福祉実施計画(素案)」に対するパブリック・コメント手続きの実施結果について

○市民からの意見はなく、素案に基づき策定することとした。

### (5) 名寄市障がい者(児)相談支援事業にかかる消費税の取扱いについて

○令和5年10月4日付こども家庭庁及び厚生労働省から事務連絡があり、精査した結果、社会福祉法上の取扱いについて誤認していた。

○障がい者(児)に適合したサービスへの案内やプラン作成については非課税となるが、その他日常的な困りごと等の相談業務が課税対象であるべきだと判明した。

○税法等に則り消費税の修正申告が完了次第、本税及び延滞税相当額を支払うが、令和6年度の対応となる可能性もある。

### 3. 【市民部】

(1) 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について

○概要について説明を受けた。

(2) 国民健康保険税課税限度額の引き上げおよび軽減措置の拡充について

○概要について説明を受けた。

(3) 名寄市手数料徴収条例の一部改正について

○概要について説明を受けた。

(4) 第3期名寄市保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期名寄市特定健康診査等実施計画(素案)について

- ①現計画の終了に伴い、今後も更なる健康保持増進に努め、生活の質の維持および向上を図り結果として医療費の適正化にも資することを目的とする計画として策定し、事業の実施、評価、改善を行おうとする。
- ②本計画は総合計画を上位計画とし、すこやか北海道21、健康なよろ21等の関連計画における目標を踏まえ、さらなる推進・強化する取組を検討する。
- ③令和6年から11年までの6年間を期間とする。
- ④令和6年3月21日から4月19日までパブリック・コメントを実施する。

(5) 補正予算について

○概要について説明を受けた。

(6) 名寄市空家当該策協議会条例の一部改正について

○概要について説明を受けた。

(7) ペットボトル水平リサイクル「ボトル to ボトル」事業の取組について

①目的

○広域4市町村の家庭から排出されるペットボトルを再びペットボトルで再利用することで、化石燃料使用量や二酸化炭素排出量の排出削減が期待できる。

②手法

○プロポーザルによりサントリーホールディングス株式会社と連携協定締結予定。

③現状

○圧縮・梱包処理された後、再商品化事業者に引き渡されているが、価格が不安定であり、ペットボトル以外の製品として再利用されている。

④事業の効果

○リサイクルの見える化を図り、循環型社会の実現と市民意識の醸成に寄与する。  
○資源の再活用により環境負荷の低減が図られる

- ペットボトル取引価格の安定化が期待できる。
- 小中学校等を通じた環境教育、啓発活動が期待できる。

(8) 令和6年度地方税改正について

①定額減税

- 令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施。ただし、合計所得金額が1,805万円以下の場合に限る。
- 実務上可能な限り早い機会を通じて行う。

②固定資産税

- 土地にかかる負担調整措置について、負担水準の均衡化を促進するため現行の調整措置を3年延長する。

③納税環境整備

- eLTAXを通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金と取り扱い業務を追加する。

④税負担軽減措置等

- 再生可能エネルギー発電設備にかかる課税標準の特例措置について
- 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫の特例措置について

以上、概要報告とする。

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 今村 芳彦